

平成25年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の合格者決定方法

1 各試験種目の得点

- ① 筆記試験の得点は、各試験種目の素点をそのまま用いるのではなく、次の方法で算出した**標準点**を用います。

各試験種目における標準点の算出方法

$$\text{標準点} = \frac{\text{当該試験種目の配点比率（ウェイト）}}{\text{}} \times \left[10 \times \frac{\text{受験者の素点} - \text{当該試験種目の平均点}}{\text{当該試験種目の標準偏差}} + 50 \right]$$

※ 受験者の素点について

基礎能力試験は正答の合計数を、作文試験は採点者による評点を、それぞれ基礎とします。

- ② 人物試験の得点は、受験者の判定（判定の高い順にS、A、B、C、D及びEの6段階）の出現率（各判定ランクの受験者の全受験者に占める割合）を基に、偏差値を求めるのと同様の換算式によって求めた**標準点**を用います。

2 各試験種目の配点比率（ウェイト）

標準点を算出する際に用いている各試験種目の**配点比率（ウェイト）**は次のとおりです。

試験種目	1次試験		2次試験
	基礎能力試験	作文試験	人物試験
配点比率	2	0.5	2.5

3 基準点について

作文試験において、**最低限必要な一定の素点**（評点）を**基準点**とし、基準点に達しない者については、他の試験種目の成績にかかわらず不合格とします。この基準点は、満点の20%から50%を基本に定めます。

4 第1次試験の合格者の決定

第1次試験の受験者につき、**基礎能力試験の標準点を合計した得点**に基づいて、第1次試験の合格者を決定します。

なお、作文試験は、第1次試験の合格者決定には考慮しません。

5 最終合格者の決定

第2次試験の受験者のうち、第1次試験の作文試験の素点が基準点以上であり、人物試験の結果がSからCである者につき、**すべての試験種目の標準点の合計した得点**に基づいて、最終合格者を決定します。